



公私連携幼保連携型認定こども園
めぶきの森かんら



令和4年度【教育部分（1号認定）】の園児を募集します！

来年4月に新たに開園する公私連携幼保連携型認定こども園「めぶきの森かんら」の令和4年度入園児「**教育のみのお子さん（1号認定）**」を募集します。

なお、「**保育部分（2号・3号認定）**」の入園児の募集については、10月にかんら保育園と同時にご案内します。

認定の区分については、裏面をご確認ください。

➤対象

【3歳児】平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ

【4歳児】平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ

【5歳児】平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ

➤申込方法

所定の申込用紙に必要事項を記入し、町立3幼稚園または甘楽町教育委員会学校教育課へ提出してください。

➤募集期間

8月23日（月）～9月3日（金）午前8時30分～午後5時

※教育委員会学校教育課は、水曜日に限り午後7時まで受け付けいたします。

➤保育時間及び保育料・給食費

☆保育時間：午前8時30分～午後2時（月～金）

※預かり保育は午後4時30分まで

☆保育料・給食費：無料

☆詳細については、別紙「めぶきの森かんらリーフレット」をご覧ください。

➤お問い合わせ

甘楽町教育委員会 学校教育課

〒370-2202 甘楽町大字小幡183番地

電話：0274-64-8323（直通）／FAX：0274-74-4685



【裏面もご覧ください】

認定区分について

認定こども園や保育園などに入園を希望する場合には、各施設への入園申込みとは別に、子どもの年齢と保育の必要性に応じた**認定申請**が必要です。

認定区分	対象年齢	要件	利用の時間・形態	利用できる施設
1号	満3歳以上	なし	4時間程度（教育標準時間） 【幼稚園のような利用】	認定こども園
2号		「 保育を必要とする事由 」※に該当すること	保育標準時間（最長11時間）又は保育短時間（最長8時間） 【保育園のような利用】	認定こども園、 保育園
3号	満3歳未満			

※**2号**、**3号**の認定を受けるには、**保育を必要とする事由**に該当することが必要です。

保育を必要とする事由➤次の①～⑨のいずれかに該当し、子どもを家庭で保育できない場合、**2号**または**3号**の認定となります。

- ①父母ともに月48時間以上の就労（フルタイムのほか、パートタイム、居宅内の労働など、基本的に全ての就労を含む）
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がいがある
- ④同居または長期入院等している親族の常時介護・看護をしている
- ⑤災害復旧にあたっている
- ⑥継続的に求職活動（起業準備を含む）を行なっている
- ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している
- ⑧虐待・DV防止
- ⑨その他上記に類する状態として町が認める場合

注記：教育・保育給付**認定申請**（1号用）は、入園の内定と同時にご案内します。

【認定に関する問合せ先】

にこにこ甘楽（甘楽町多世代サポートセンター）内
甘楽町 健康課 福祉係
TEL：0274-67-5162